

成長投資を促進するための金融戦略

－ 資産運用立国のアップグレード －

2026年7月

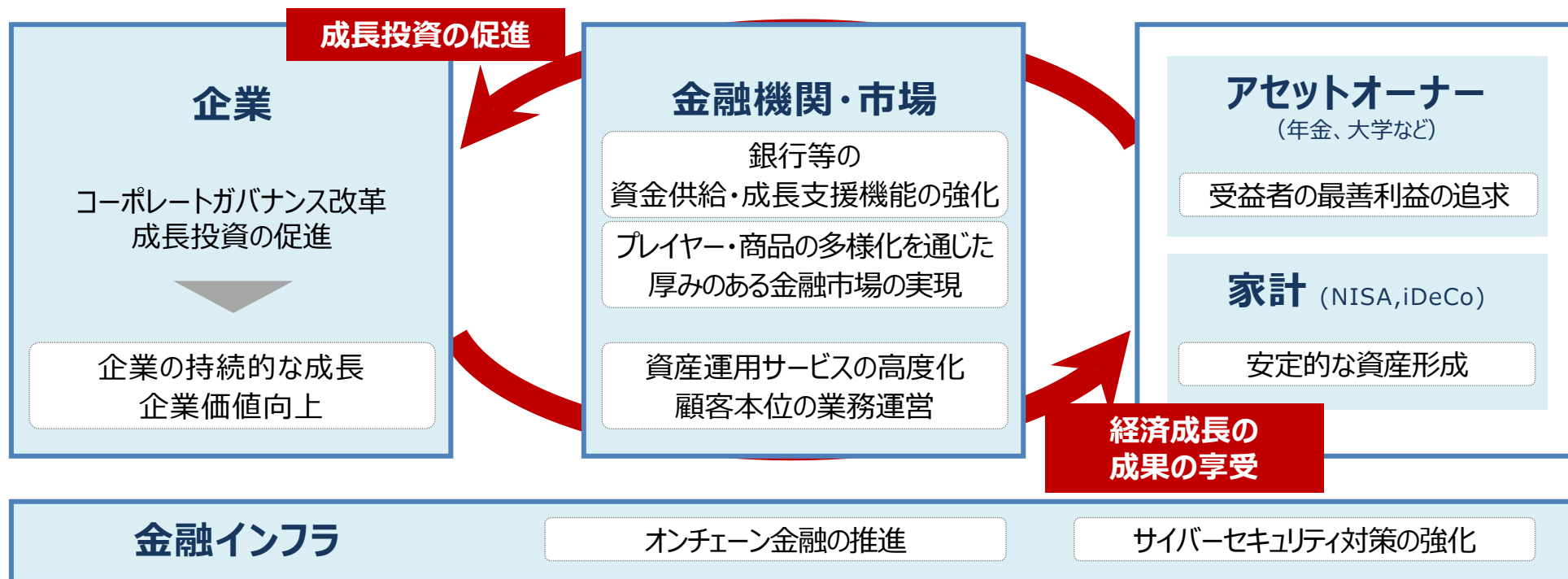
内閣官房（日本成長戦略本部事務局）

「強い経済」の実現

日本経済の成長と
国民の豊かさの向上

- 17の戦略分野等への**成長投資**を強力に促進
- 日本企業の事業再構築・再編を支える**資金の好循環**を創出

1. 企業に中長期的な**企業価値向上に向けた積極的な成長投資**を促す
2. **国民が経済成長の成果を最大限享受**できるようにする
3. これらを繋ぐ**金融機関・市場の機能発揮**を強力に促す
4. 物流・商流・決済の一体化やサイバーセキュリティ対策の強化など、**金融インフラへの投資**を促す



1. 金融機関・市場の機能強化

- 官民連携による17の戦略分野等への成長資金の供給拡大
- 銀行等の資金供給・成長支援機能の強化
 - ✓ 大型M&A・プロジェクト等への投融資促進
 - ✓ 今後のビジネスモデルの発展に向けた検討
- 厚みのある金融市場の実現
 - ✓ 社債市場の活性化
 - ✓ ローン・セカンダリー市場の活性化
 - ✓ 国内で組成するシンジケートローンへの外国金融機関の参加促進や、大企業のM&A等への資金供給の円滑化
 - ✓ PEファンドやVCの健全な発展の促進
 - ✓ VCからスタートアップに対する支援強化
 - ✓ 個人投資家への多様な投資商品の提供
 - ✓ 生命保険契約者の持続的なセーフティネットの在り方の検討
 - ✓ 株式市場構造の在り方についての検討
- 地域金融力の強化 ※「地域未来戦略」と連携して実施
 - ✓ 投資銀行機能、メインバンク機能、地域への貢献力の強化
 - ✓ 検査・監督機能の強化
 - ✓ 信金・信組等の持続的な機能発揮に向けた検討

2. 企業の成長投資を促進するためのガバナンス改革等

- ✓ 「コーポレートガバナンス・コード」の改訂
- ✓ 「成長投資ガイダンス」の策定
- ✓ 諸外国とのイコールフットイングを図る会社法見直しの検討
- ✓ 企業グループのリスクマネジメント高度化と投資余力の確保
- ✓ 企業の「こども・子育て支援」と「成長力強化」の好循環の創出

3. 国民が経済成長の成果を最大限享受するための環境整備

- アセットオーナーの機能向上
 - ✓ 公的アセットオーナーや企業年金の運用力向上
 - ✓ 大学の資産運用の促進・高度化
- 資産運用サービスの高度化
 - ✓ 銀行による外国資産運用会社の買収の容易化
 - ✓ 資産運用会社や信託銀行の業務効率化・合理化
- 家計の安定的な資産形成の促進
 - ✓ 加入者目線に立ったDC制度の改善
 - ✓ NISAの普及・定着
 - ✓ 個人向け国債の商品性見直し等
 - ✓ 金融経済教育の推進

4. 金融システムを支えるインフラへの投資

- ✓ オンチェーン金融の推進
- ✓ AI技術の進展に伴うサイバーリスクへの対処

(注) 『「強く豊かな日本」投資枠』は、「日本成長戦略」や「地域未来戦略」などを踏まえ、官民投資ロードマップや金融（オンチェーン決済システムに関するものを含む）などの分野横断的な課題に対応していく取組の形で示されたような、国内民間設備投資や潜在成長率を大きく引き上げる効果の高い措置を対象とすることとされたことを受け、今後、その活用も検討していく。

課題

17の戦略分野については、産業・事業の類型に応じて、考えられる官民でのファイナンスの方向性も様々である中、資金供給面での官民金融機関の連携を促進していく必要。

17の戦略分野

AI・半導体
デジタル・サイバーセキュリティ
情報通信
量子
防衛産業
航空・宇宙
海洋
造船
マテリアル（重要鉱物・部素材）
合成生物学・バイオ
創薬・先端医療
資源・エネルギー安全保障・GX
フュージョンエネルギー
防災・国土強靱化
港湾ロジスティクス
フードテック
コンテンツ

産業・事業の類型

既に経済合理的な事業を有し、更なる成長投資が必要な産業・事業

現時点では技術が未実証であったり、事業の経済合理性が確保できていないが、将来的に重要な戦略意義を持つ産業・事業

インフラや地域等の必ずしも収益性が高くないが、社会基盤維持のため必要不可欠な産業・事業

ファイナンスの方向性

- ✓ 産業・事業の類型、リスクの大きさ、事業化の進捗等に応じた官民の適切なリスク分担により、成長資金を供給

対応

- 17の戦略分野等への成長投資や日本企業の事業再構築・再編を金融面から支えるため、以下の取組などにより官民連携による成長資金の供給拡大策を検討

- ① DBJ（特定投資業務）やJICによる17の戦略分野への投融資方針の策定・整理
- ② 銀行等が政府系の金融機関・ファンドと共同投資する場合の所要自己資本の軽減（自己資本比率計算の合理化）
- ③ 関係省庁や官民金融機関が意見交換を行う「官民戦略投資連携フォーラム（仮称）」の設置

課題

企業のM&A件数・金額の増加や、AIデータセンターの建設など大型プロジェクトに係る資金調達ニーズの高まりに応じていくため、銀行等の投融資両面の機能強化が必要。

対応

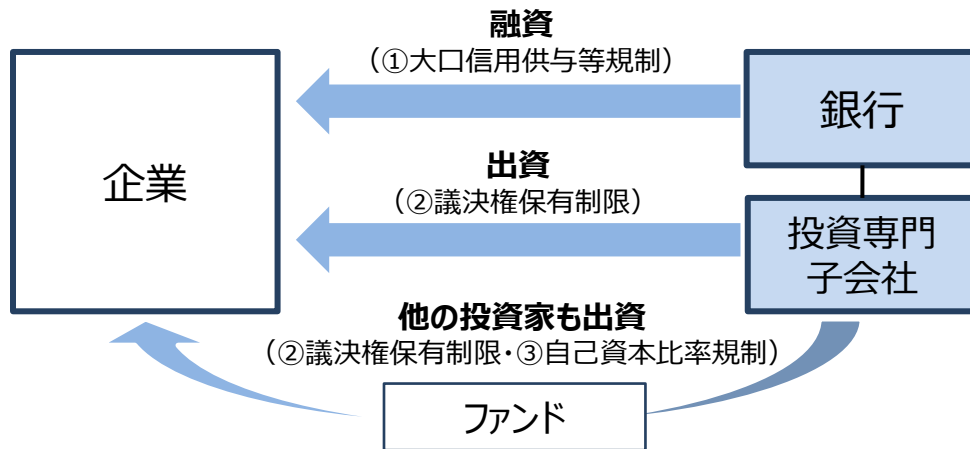
■ 銀行等の投融資に係る規制の緩和・合理化を実施

① 大口信用供与等規制の特例の明確化

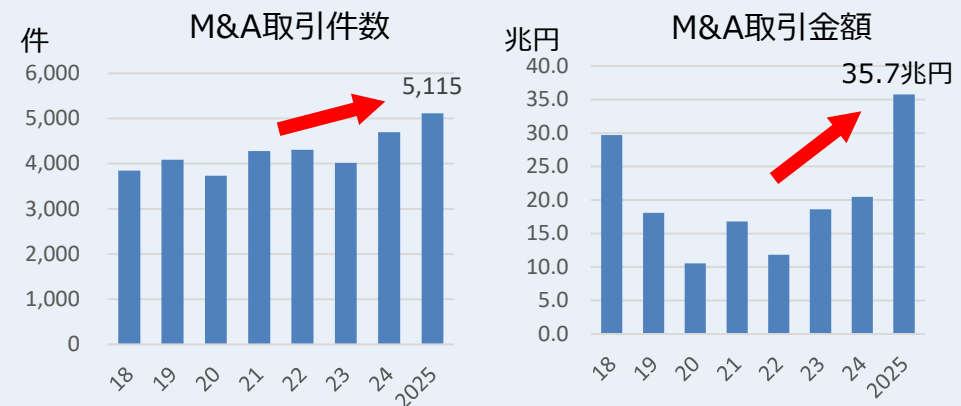
(一定の要件の下、大型M&A・プロジェクトへの融資について、特例的に承認を受けて限度額を超える場合として、監督指針で明確化)

② 投資専門子会社からの出資促進のための銀行等の議決権保有制限の緩和 (非公開化・カーブアウト案件への出資を議決権の100%まで可能とする。 ※現行では、事業再生会社、事業承継会社、ベンチャー会社、地域活性化事業会社への出資が可能)

③ 他の投資家から出資を受けたファンドを運営する場合の自己資本比率規制を合理化 (他者出資分を非連結化)



(参考)M&A取引件数・金額の推移



(出所) レコフデータ「2025年のM&A回顧」

■ 今後のビジネスモデルの発展に向けた、以下の規制について研究・検討を開始 (2026年度中)

① ファイアウォール規制 (銀証間での顧客同意なき情報授受等の規制) の見直し (適切な顧客情報管理・利益相反管理等が前提)

② 一般持株会社 (例えば、銀行持株会社に課される業務範囲規制の枠組み外での銀行業以外の業務展開が可能な持株会社) の仕組みの是非・可否

(参考)「成長投資金融戦略」における所要自己資本の軽減①

自己資本比率規制の概要

(自己資本比率規制)

- ・ 法令上、**銀行等には**、その財務の健全性を確保する観点から、**投融資等のリスク量に応じて**、**一定の自己資本**を備えることが求められている。
- ・ 規制内容の詳細は、**国際合意に準拠**するものとなっている。

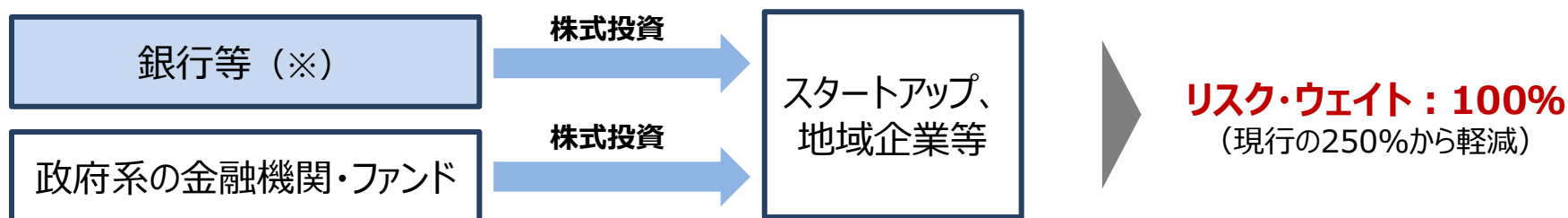
(リスク量の計測)

- ・ **リスク量**は、**投融資の額にリスク・ウェイトを乗じて計算**する。
- ・ **事業法人向け融資**のリスク・ウェイト（標準的手法）は、融資先の外部格付に応じて決まる。例えば、
 - ✓ **AAA格**や**AA格**なら**20%**（100億円の融資のリスク量 ⇒ 20億円）、
 - ✓ **BBB格**なら**75%**（100億円の融資のリスク量 ⇒ 75億円）、
 - ✓ **BB格**や**無格付け**の場合は**100%**（100億円の融資のリスク量 ⇒ 100億円）。
- ・ 一方、**株式投資のリスク・ウェイトは原則250%**（100億円の投資のリスク量 ⇒ 250億円）。

所要自己資本の軽減

17の戦略分野等への成長資金供給等を拡大するため、政府系の金融機関・ファンドと共同投資の場合、リスク・ウェイトを軽減

(注)「政府による顕著な補助」(リスク分担等)がある場合にリスク・ウェイトの引下げを認める国際合意上の取扱いとも整合。



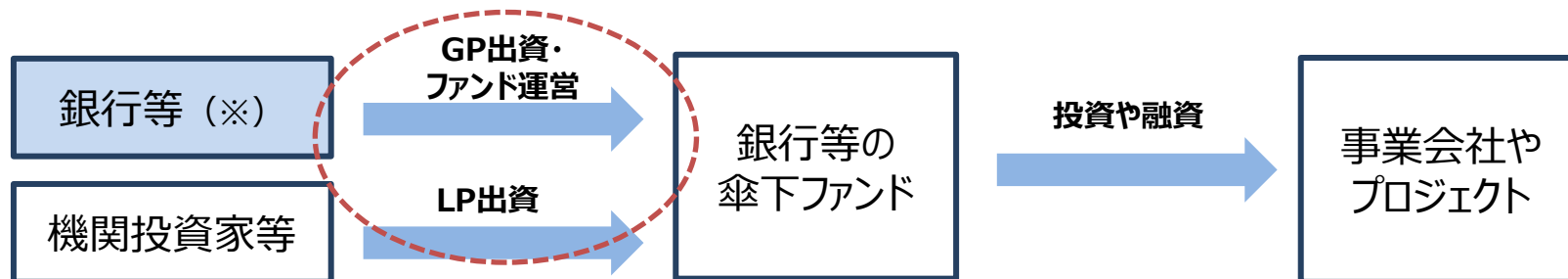
(※) 主として、投資専門子会社経由の株式投資を想定。

(参考)「成長投資金融戦略」における所要自己資本の軽減②

現行規制

銀行等が運営する傘下ファンドを通じて事業会社やプロジェクトに投資や融資を行う場合、機関投資家など外部の投資家が出資する額も合わせてリスク量を計算し、それに対して所要自己資本を備える規制となっている。

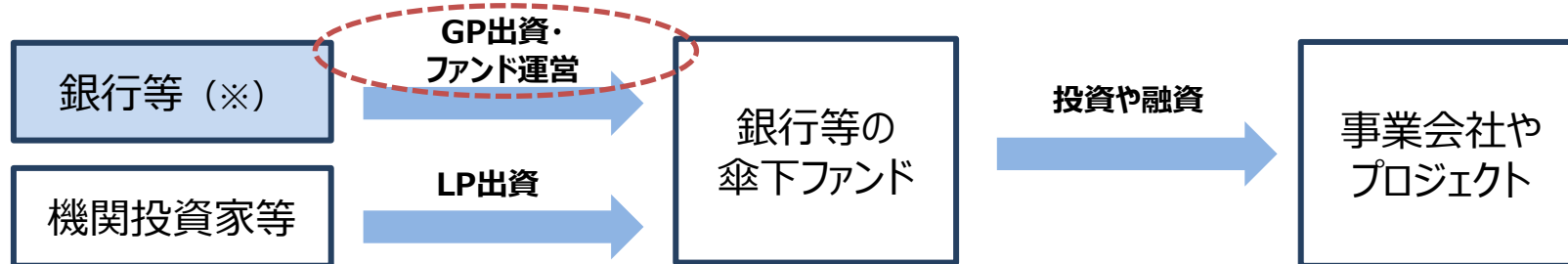
外部の投資家が出資する分も連結して、所要自己資本を計算



所要自己資本の軽減

外部資金も活用したリスクマネー供給を行いやすくするため、リスク量の計算上、外部の投資家が出資する額については非連結とする取扱いを可能とする。

銀行が出資する分のみに対して、所要自己資本を計算する取扱いを可能とする



(※) 銀行本体からの出資や、投資専門子会社経由の出資。

(注) GP : General Partner、無限責任組合員。投融資先の選定などファンド運営を担う者で、損失発生時に出資額以上の責任を負う。

LP : Limited Partner、有限責任組合員。投資家としてファンドに資金を拠出する出資者で、損失発生時に出資額を限度に責任を負う。

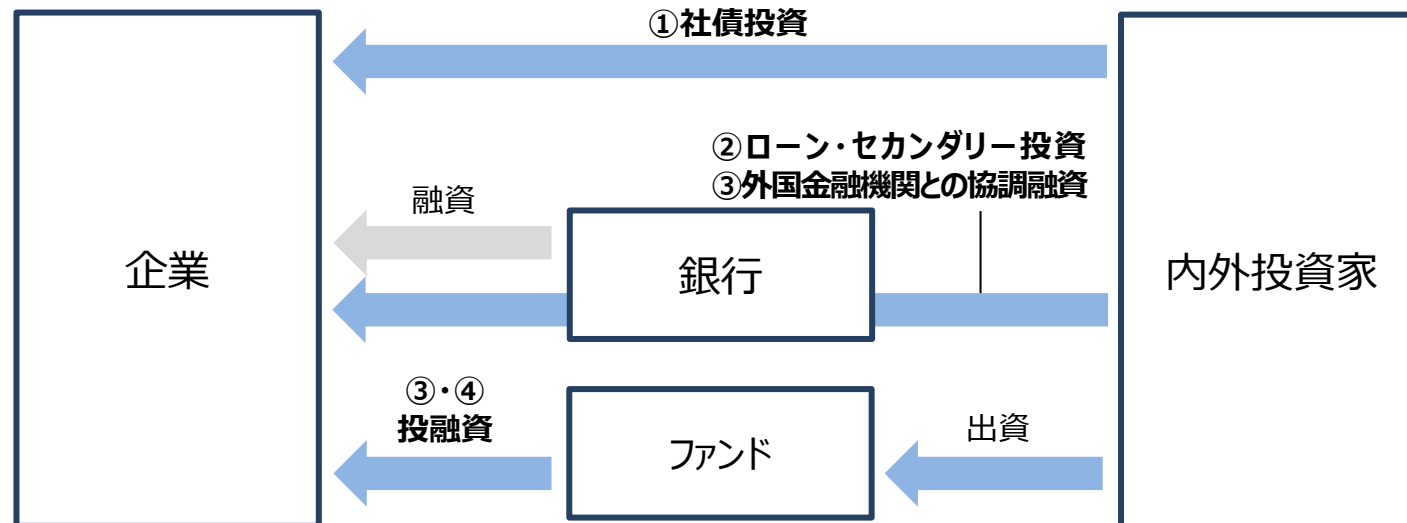
課題

コーポレートガバナンス改革の進展や成長投資の機運が高まる中で拡大する資金需要に、将来にわたって持続的に対応していくためには、厚みのある金融市場の実現が不可欠。

対応

■ 多様なプレイヤーが参加し、多様な金融商品が取引される厚みのある金融市場の実現

- ① 小口・低格付社債の発行を促す規制緩和（生産性向上のための設備投資に資金を充当する等の一定の要件を満たす場合に社債管理者の設置を不要とする）等を通じた**社債市場の活性化**
- ② 銀行における売買目的ローンの取扱いの合理化（売買目的有価証券と同様のリスク管理・会計・自己資本比率規制上の取扱いを可能とする）、企業価値担保権付きローン・社債の流通に係る検討等を通じた、**ローン・セカンダリー市場の活性化**
- ③ 国内で組成するシンジケートローンへの外国金融機関の参加を促す制度や、大企業のM&A等への資金供給を円滑に行うための制度を検討（貸金業規制の見直し）
- ④ 適切なモニタリングを前提に**PEファンド、ベンチャーキャピタルを育成**（JIC・DBJ等の出資機能の強化、銀行等の出資・融資に係る規制の合理化、ベンチャーキャピタル向けの指針の活用促進）



(参考)民間企業設備投資額の推移



(出所) 内閣府「国民経済計算年次推計」

(参考) 社債市場の活性化

企業への資金供給経路の多様化に向け、米国と比べ発行体・投資家ともに少ない状況にある社債市場の活性化に取り組む。このため、社債権者保護にも配慮しつつ、以下の施策を実施。

① 社債調達に挑戦する事業会社の後押し

■ 社債未活用の企業に向けた知見提供

- ✓ 社債発行に当たっての専門的・実務的な知見を記載したガイドブックの作成・周知

■ 小口・低格付社債の発行を促す規制緩和

- ✓ 生産性向上のための設備投資に資金を充当する等の一定の要件を満たす場合に、社債管理者の設置を不要とする

■ 機動的な発行を可能とする市場インフラ整備

- ✓ 発行手続の効率化に向けた実務慣行の整理に関する検討

(※) このほか、バーチャル社債権者集会の導入に係る検討や、社債発行企業のグループ企業によるデジタル社債等の勧誘に係る規制緩和を行う。

② 投資家による社債取得の後押し

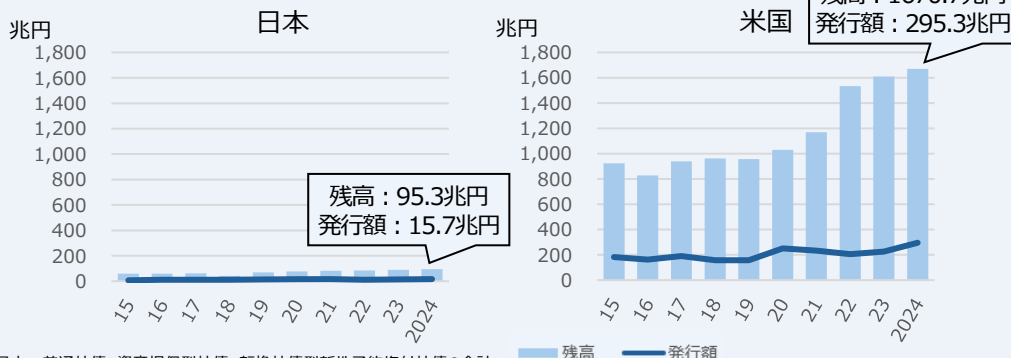
■ 大規模な設備投資を行う企業の社債を取得する金融機関を支援する制度整備

- ✓ 金融機関が、生産性向上のための設備投資に資金を充当する等の一定の要件を満たす社債を取得する場合に、その原資として政策金融による長期・低利融資を提供

■ セカンダリー市場を支える価格情報インフラの整備

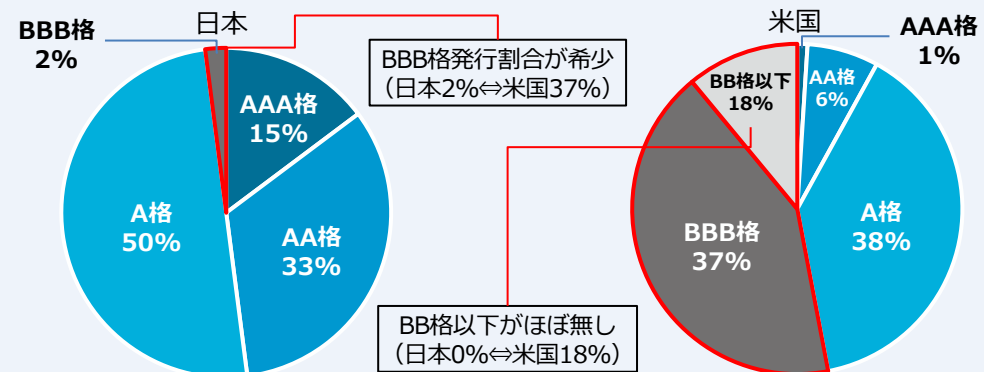
- ✓ 業界団体が価格情報の公表対象とする取引銘柄につき現行の範囲からの拡大に関する検討等

社債発行額・残高の推移



日本：普通社債、資産担保型社債、転換社債型新株予約権付社債の合計。
米国：Nonconvertible、Convertibleの合計。円換算時に使用したレートは、日本銀行の基準外国為替相場及び裁定外国為替相場（各年12月）。
(出所) 日本証券業協会（公社債発行額・償還額等）、SIFMA（US Corporate Bonds Statistics、2025 Capital Markets Fact Book）のデータを基に経済産業省作成。

社債の格付別発行割合（2024年）



(出所) 日本証券業協会「公社債発行銘柄一覧」

(注) 米国は2024年末時点のBloomberg IndexのIGとHYインデックスの時価総額をブルームバーグコンポジット格付ベースで集計

■ JIC・DBJ等の出資機能の強化

- JICは、大型案件に取り組む民間PEファンドへのLP出資を引き続き強化するとともに、2025年11月に組成した8,000億円規模のファンド（JIC子会社が運営）を通じて民間PEファンドとの共同投資を積極的に検討。

*JICは2026年3月末までに、民間60ファンドへ合計3,413億円のLP出資を約束済み。

- DBJは、改正日本政策投資銀行法（2025年5月9日成立）に基づき、特定投資業務を通じたPEファンドとの共同出資によるリスクマネー供給を強化。

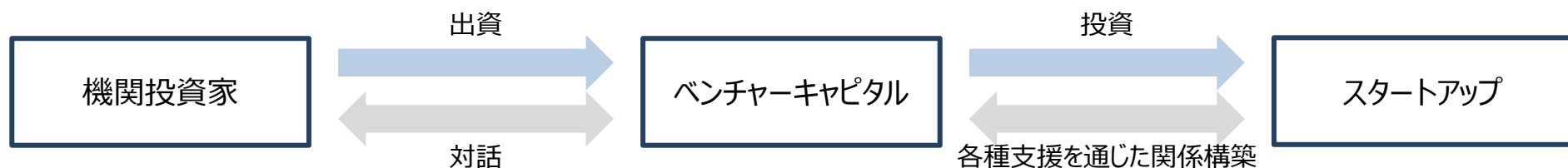
■ 銀行等の出資・融資に係る規制の合理化

- ファンドへのLP出資を議決権保有制限（独占禁止法）の例外とする期間（現行は10年）の延長等
- LP出資先から現物分配で取得した株式を議決権保有制限（銀行法・独占禁止法）の例外として措置
- 自己資本比率規制における信用リスクをより正確に反映する外部格付の在り方の検討（銀行等の購入者のみに開示される格付を利用した所要自己資本の計算を認めることの検討を含む）

■ ベンチャーキャピタル（VC）向けの指針の活用促進

「ベンチャーキャピタルにおいて推奨・期待される事項（VCRHs）」*の改訂・普及（VCからスタートアップに対する出口の多様化・海外展開に係る支援強化や、VCにおけるファンド資産の公正価値評価の推進等）

*VCのガバナンス向上や投資先企業の支援等を通じて、機関投資家からVCへの資金供給の拡大やスタートアップの成長促進等を図るため策定。



課題

地域金融機関が、地域の「要」として地域企業の価値向上と地域課題解決に貢献できるよう、投資銀行機能、メインバンク機能、地域への貢献力等から成る地域金融力を強化する必要。

対応

(※)「地域金融力強化プラン」(2025年12月)も踏まえ、「地域未来戦略」とも連携して、施策を推進。

■ 投資銀行機能の強化

- 地域金融機関が、知見を有する他のプレイヤーとも連携しながら、M&Aや成長投資を含む**事業戦略面でのアドバイス**や、資本市場も活用した**資金調達面での支援**を総合的に提供し、**中核企業の企業価値向上**を実現できるよう、REVICの研修を通じて役職員の知見を向上
- **事業再生・承継支援促進**の観点から、必要な環境整備を検討（銀行が投資専門会社を通じて中小企業に一定以上の出資を行う場合、出資先が「みなし大企業」に該当し、中小企業向けの税制優遇が非適用となる取扱いの見直し）

■ メインバンク機能の強化

- 企業への充実した**経営改善支援**や、企業の**事業性の評価に基づく融資**に取り組めるよう、そのためのノウハウ・知見を業種ごとに整理した「業種別支援の着眼点」の普及促進、企業価値担保権の活用事例の周知等を通じ、金融機関における専門性を向上
- クラスターの中核企業重点支援の枠組みとも連携し、**中小企業支援の課題等を可視化**した県別「地域未来金融アクションプラン（仮称）」を策定・運用

■ 地域への貢献力の強化

- **まちづくり**など、事業者を地域の「面」的な活性化の視点で支える取組への地域金融機関等の参画を促進（PPP/PFIを通じた地域活性化等への参画促進）

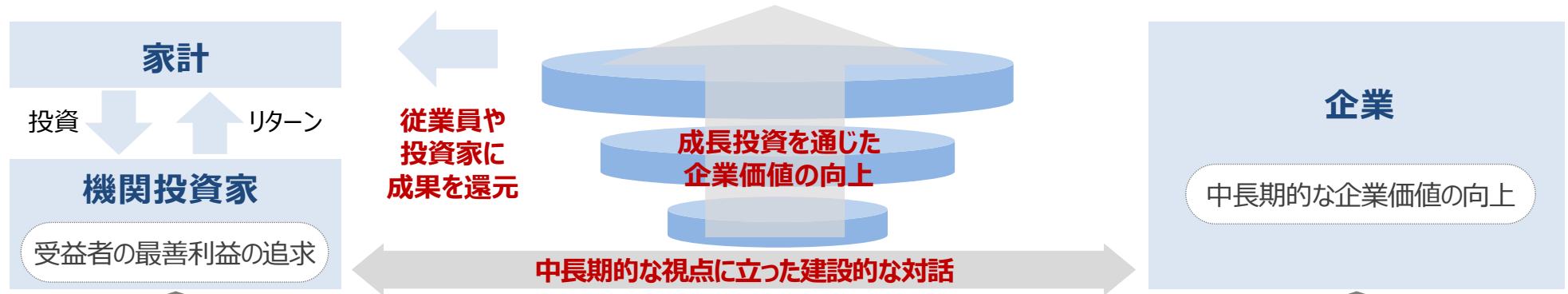
(※) 他に、地域金融機関への検査・監督機能を強化する観点から、財務局を含めた人材確保や、検査手法の改善等を図る部署の設置を検討。また、中央機関による役割発揮を含めた、信金・信組等が地域金融力を持続的に発揮していくための対応について検討。

課題

日本経済の原動力たる企業が、積極的な成長投資を行い、中長期的に企業価値を向上させ、その成果を従業員や投資家に広く還元していくという役割を果たすことが必要。

対応

- 企業・機関投資家の双方に、中長期的な視点に立った対話を促し、企業が中長期的な企業価値向上に向けた本質的な取組に注力できるよう環境整備



① 「コーポレートガバナンス・コード」の改訂

(取締役会の責務として、設備・研究開発・人的資本・無形資産への成長投資や事業ポートフォリオの見直し等の経営資源配分についての具体的な説明・不断の検証を追記。)

② 「成長投資ガイドンス」の策定

(成長投資の具体化・実行に繋げるための実務指針として、成長投資と株主還元との適切なバランス確保、企業価値を最も高め得る主体（ベストオーナー）が事業を保有するとの考え方等を記載。)

③ 建設的な対話の促進や諸外国とのイコールフットイングを図るための会社法上の制度整備

(会社法上の株主提案権・臨時総会招集権の必要な見直し、有価証券報告書及び事業報告等の一本化を検討)

④ 事業ポートフォリオ改善や事業再編を促進・円滑化するための強力なインセンティブ措置を検討

■ 企業のリスクマネジメント高度化と投資余力の確保を後押しする制度整備

自グループのリスクのみを引き受け、リスクの自家保有や再保険の調達により自グループのリスクマネジメントを行う**特別専門保険会社**（再保険キャプティブ）の制度創設を検討

課題 国民が経済成長の成果を最大限享受できるよう、アセットオーナーにおける受益者の最善の利益を追求した資産運用の促進や資産運用会社によるサービスの質の向上が必要。

対応

■ アセットオーナーの機能向上

- **厚生年金に係る積立金を運用する9主体**（GPIF、国共連、地共連、私学事業団等）の**状況**（運用体制・基準・手法・状況等に係る重要な事項）の**比較可能性を高め、運用高度化を促進**
- GPIF等の**オルタナティブ投資の取組**を促進（GPIF等における多角的な自己評価や今後のポートフォリオの在り方検討等）
- **企業年金の他社比較を可能とする新システム**を2027年度中に稼働
- 大学における資産運用の促進・高度化に向けて、**資産運用ガイドブックの策定・周知**や**好事例の収集・横展開**、**他大学との共同運用を促進**、**アセットオーナー・プリンシプルの受入を促進**

■ 資産運用サービスの高度化

- 本年4月に発足した資産運用業協会の**政策対応能力の向上**や**海外関係団体との連携等**の取組を後押し
- **銀行等による外国資産運用会社の機動的な買収を容易化**（兼業規制を緩和し、資産運用業と一般業務を兼営する外国会社を保有可能とする）
- **資産運用会社や信託銀行の業務効率化・合理化**（ミドル・バックオフィス業務、資産管理業務）に向けて、関係業界と当局等が連携して検討

■ 家計の安定的な資産形成の促進

- **企業型DC・iDeCoの更なる制度改善**（加入者の拠出実態や諸外国の制度等を踏まえたあるべき拠出限度額の水準や枠組み、適切な商品選択をサポートする施策（金融機関による個別商品のアドバイス、商品除外手続の緩和等）、手続の簡素化やコスト低減に繋げる制度の大胆な改革を検討）
- 実務的な改善を通じた**NISA**の利便性向上、更なる**普及・定着**に向けた広報等
- **個人向け国債の商品性見直し等**
- J-FLECによる、自治体・教育機関・金融機関等と連携した**金融経済教育**の推進

課題

AI時代を見据え、「24時間365日連続稼働」、「商流・物流と繋がるプログラマビリティ」、「決済基盤として信頼される安定性・安全性」の要素を備えた、ブロックチェーン技術を基盤とする「オンチェーン金融」の推進が重要。また、AI技術の進展に伴うサイバーリスクへの対処など、金融機関・金融システムへの信頼確保も不可欠。

対応

■ AI時代を見据えたオンチェーン金融イニシアティブ

金融庁が民間の資金決済全体の在り方について主導的役割を果たしつつ、AI時代を見据えたオンチェーン金融実現に向け、以下の3つの切り口から、関係省庁等とともに議論、検討を行う「**AI時代を見据えたオンチェーン金融フォーラム**」を2026年夏に立ち上げ、**2027年初を目指して中間整理**

1. オンチェーン金融の社会実装の推進

官民連携でのロードマップ作成、決済高度化プロジェクト（PIP）を通じた官民連携でのユースケース拡大支援、アジアを含む国際的な連携・発信等

2. オンチェーン金融を発展させる環境整備

①ステーブルコインの制度的枠組み、②様々な資産のトークン化に関する制度、③分散型取引所（DEX）をはじめとする分散型金融（DeFi）やウォレット提供者に関するリスク低減策の在り方の点検・検討

3. 新時代を支えるAI等の技術への適応

金融分野におけるAIの浸透に応じた市場・金融機関の監督の在り方の検討、金融インフラにおけるブロックチェーンの量子耐性確保に向けた検討

■ 金融機関・金融システムへの信頼の確保

- フロンティアAIモデルによるサイバー脅威の緊要性の増大を踏まえ、官民連携して実効性ある対策を検討・推進
- プライベートクレジットのモニタリング実施（金融機関のリスクテイク方針・管理態勢や、個人投資家向けの販売・管理態勢等を確認）
- 上場企業による会計不正事案を踏まえた、事案の究明・必要な処分の実施、再発防止の徹底